

スポーツ科学拠点施設整備事業基本計画 概要版

【基本計画概要】

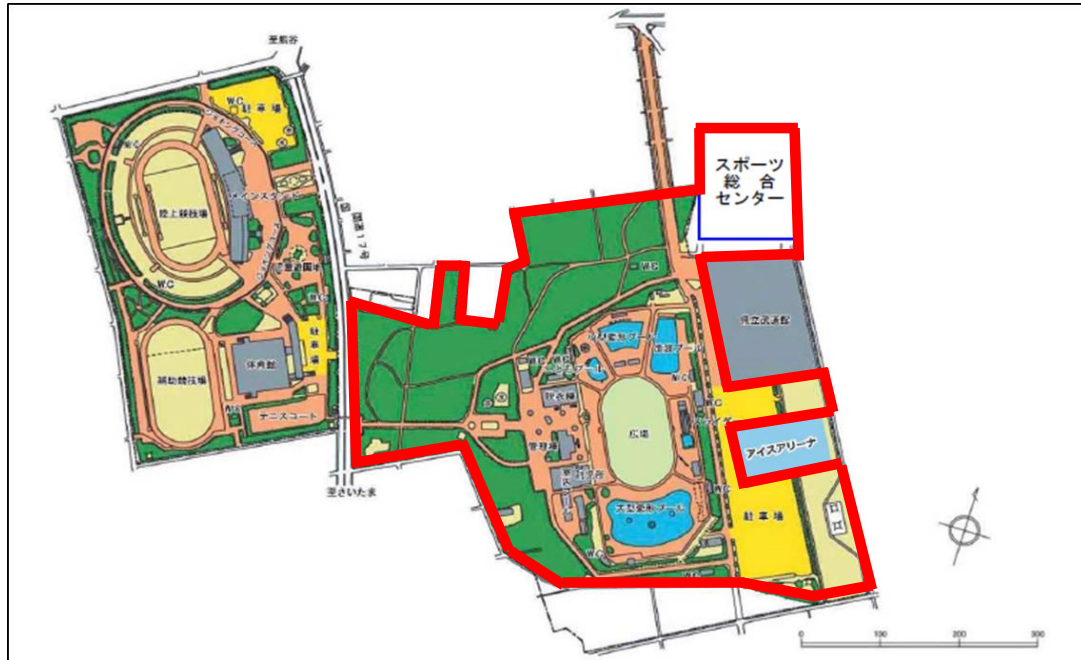
(1) 設置目的

- ア パラスポーツを含む多様な競技の競技力の向上
- イ 県のスポーツ科学活用の基盤となる人材の育成・蓄積
- ウ 県民のスポーツ実施率の向上、健康づくり
- エ 上尾運動公園の賑わい創出

(2) 導入機能

- ア 効率的・効果的なアスリートの支援
- イ 多様な競技のアスリートが集い高めあう拠点
- ウ 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能
- エ スポーツ科学の知見の普及
- オ 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供

(3) 事業範囲（上尾運動公園東エリア及びスポーツ総合センター敷地のうち下図赤枠内）



(4) 整備施設

分類	施設
主に競技力向上のための必須施設	体力・形態測定室、データ分析室、相談室、多目的トレーニング室、ウェイトトレーニング室、体育館、宿泊施設・レストラン、研修室・会議室、スポーツ科学展示室等
その他の必須施設	メインアリーナ、ランニングコース・ランニングステーション
任意施設	休養施設、遊戯施設、運動施設（屋内プールなど）、教養施設、便益施設、その他施設

※ 上尾市の提案内容を以下のとおり記載

- ・ ランニングコース・ランニングステーション
上尾市が整備費を負担する。（約2.3億円を想定）
- ・ 屋内25mプール
上尾市から「屋内25mプールが設置された場合は、市内の小中学校の水泳授業等の利用について業務委託を行う。」との申し出があったことから、任意施設の1つとして屋内25mプールが整備されることを期待する。

(5) 事業スキーム

- ア Park-PFI手法を活用した、民間事業者による原則独立採算型。
- イ 以下については県が実施。
 - ・ 主に競技力向上のための必須施設（体育館、宿泊施設・レストランを除く）については整備費相当額を事業期間中、平準化して事業者を支払う。
 - ・ 整備費相当額を県が事業者を支払う施設以外の施設（体育館、メインアリーナ等）を県が利用する場合、県は事業者に対して利用料を支払う。
 - ・ 公園の基盤整備（樹林地の一部整形・間伐等）を実施する。
 - ・ 土地使用料の減免を検討する。
東西連絡橋の整備に向けた国との協議や庁内検討を行う。

(6) スケジュール

- 令和5～6年度→事業者選定
 - 令和6～8年度→設計・建設
 - 令和9年度→開設
- を想定